の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

［(イ)・(ロ)　略］

(2)・(3)　略

［ロ　略］

［四　略］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　［略］

2　法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～十の三　略］

十の四　音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ　合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ　第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ　合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ　第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ　他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ　合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト　合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

［十一・十二　略］

［3　略］

の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

［(イ)・(ロ)　同上］

(2)・(3)　同上

［ロ　同上］

［四　同上］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　［同上］

2　［同上］

［一～十の三　同上］

［新設］

［十一・十二　同上］

［3　同上］